

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和3年1月12日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
厚生年金保険関係	3件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000087 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000058 号

## 第 1 結論

請求者のA社における平成 18 年 12 月の標準賞与額 18 万円及び平成 20 年 8 月の標準賞与額 15 万円については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 12 月及び平成 20 年 8 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 12 月 22 日  
② 平成 20 年 8 月 5 日

日本年金機構から同僚リストが送られてきたことで、当時賞与を支払った従業員全員分の賞与の記録がもれていることが発覚したので、年金記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

A社が提出した請求期間①及び②の賞与明細書とする給料支払明細書（控）及び日本年金機構が提出した請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）により、請求者は、平成 18 年 12 月 22 日及び平成 20 年 8 月 5 日にA社から賞与を支給され、平成 18 年 12 月は 18 万円及び平成 20 年 8 月は 15 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できることから、平成 18 年 12 月及び平成 20 年 8 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し、請求者に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、請求者に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間①及び②の標準賞与額に基づく請求者に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000115 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000061 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 22 年 8 月の標準賞与額を 20 万円に、平成 23 年 12 月の標準賞与額を 33 万円に訂正することが必要である。

平成 22 年 8 月及び平成 23 年 12 月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 22 年 8 月及び平成 23 年 12 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 8 月頃  
② 平成 22 年 8 月頃  
③ 平成 23 年 12 月頃

A 社に勤務していた当時の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①から③の賞与の記録がない。調査の上、賞与の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

### 1 A 社が提出した源泉徴収簿によると、請求者は、平成 22 年 8 月 5 日に 20 万円、平成 23 年 12 月 26 日に 33 万円の賞与を同社から支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認される。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 22 年 8 月 5 日の賞与支給額は 20 万円であり、厚生年金保険料控除額もそれに見合う額であること、また、平成 23 年 12 月 26 日の賞与支給額は 33 万円であり、厚生年金保険料控除額は賞与支給額 34 万円に見合う額であると推認されることから、平成 22 年 8 月の標準賞与額については 20 万円に、平成 23 年 12 月の標準賞与額については 33 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 22 年 8 月及び平成 23 年 12 月の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、

事業主は、平成 22 年 8 月 5 日及び平成 23 年 12 月 26 日支払賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 22 年 8 月 5 日及び平成 23 年 12 月 26 日支払賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 平成 19 年 8 月の賞与について、A 社は、請求者は育児休業期間（平成 19 年 \* 月 \* 日開始、同年 \* 月 \* 日終了）中であつたため賞与を支給していない旨回答しており、請求者も平成 19 年 8 月に係る賞与明細書を保管しておらず、賞与の支給があつたか否かを覚えていないことから、平成 19 年 8 月における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の平成 19 年 8 月における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として平成 19 年 8 月に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000119 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000062 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 19 年 8 月の標準賞与額を 41 万円に、平成 22 年 8 月の標準賞与額を 30 万円に、平成 23 年 12 月の標準賞与額を 33 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 8 月、平成 22 年 8 月及び平成 23 年 12 月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 19 年 8 月、平成 22 年 8 月及び平成 23 年 12 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 19 年 8 月の標準賞与額を 41 万円から 42 万円に訂正することが必要である。

平成 19 年 8 月の訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 8 月頃  
② 平成 22 年 8 月頃  
③ 平成 23 年 12 月頃

A 社に勤務していた当時の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間①から③の賞与の記録がない。調査の上、賞与の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

- 1 請求者が提出した賞与の明細書によると、支給年月日の記載はないものの、当時の厚生年金保険料率からすると、請求者は、平成 19 年夏月分として 42 万円の賞与を A 社から支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認される。

なお、賞与の支給日については、A 社に資料が保管されておらず、前述の賞与の明細書には夏月分と記載のみのため、当該月内の支給日の特定ができないところ、当該月の末日の平成 19 年 8 月 31 日を支給日として取り扱う。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成19年8月の賞与支給額は42万円であり、厚生年金保険料控除額は賞与支給額41万円に見合う額であることから、平成19年8月の標準賞与額については41万円に訂正することが必要である。

また、平成19年8月の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年8月支払賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年8月支払賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、平成19年8月の賞与支給額は42万円であり、厚生年金保険料控除額に見合う賞与支給額41万円を上回っていることから、平成19年8月の標準賞与額については42万円に訂正することが必要である。

なお、平成19年8月の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（前述の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

- 2 請求者が提出した賞与の明細書及びA社が提出した源泉徴収簿によると、請求者は、平成22年8月5日に30万円、平成23年12月26日に33万円の賞与を同社から支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、平成22年8月5日の賞与支給額は30万円であり、厚生年金保険料控除額もそれに見合う額であること、また、平成23年12月26日の賞与支給額は33万円であり、厚生年金保険料控除額は賞与支給額34万円に見合う額であることから、平成22年8月の標準賞与額については30万円に、平成23年12月の標準賞与額については33万円に訂正することが必要である。

なお、平成22年8月及び平成23年12月の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年8月5日及び平成23年12月26日支払賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成22年8月5日及び平成23年12月26日支払賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1900271 号  
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2000059 号

## 第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 25 日から昭和 32 年 8 月 25 日まで  
② 昭和 44 年 9 月 1 日から昭和 49 年 7 月 15 日まで

A 社に昭和 27 年 3 月から昭和 35 年 9 月まで 8 年余り勤務し厚生年金を支払いました。しかし、昭和 29 年 4 月 25 日から昭和 32 年 8 月 25 日までの期間が未加入扱いになっているので、この期間の厚生年金記録訂正をお願いします。

昭和 39 年から B 事業所という屋号にて C 業を営み、昭和 49 年に株式会社化し、平成 19 年まで代表取締役を務めました。その間、昭和 41 年から厚生年金を納めてきましたが、昭和 44 年 9 月 1 日から昭和 49 年 7 月 15 日までの期間が未加入扱いになっているので、この期間の厚生年金記録訂正をお願いします。

## 第 3 判断の理由

### 1 請求期間①について、請求者は、A 社に継続して勤務していたと主張しているところ、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者 16 名のうち 2 名は請求者が請求期間①において同社で勤務していた旨回答している。

しかしながら、そのことを確認できる資料はない上、請求期間①当時の事業主は既に亡くなっており、A 社が商号変更した D 社は、請求期間①当時の資料はないと回答していることから、請求者の請求期間①における勤務実態について確認することができない。

### 2 請求期間②について、B 事業所は昭和 41 年 6 月 1 日から適用事業所となっており、閉鎖登記簿謄本によると、B 事業所は昭和 49 年 7 月 15 日で E 社として法人化されている。

また、請求者は、請求期間②当時個人事業所であった B 事業所の事業主であり使用する者であったこと及び経理、給与計算、厚生年金保険の職務に携わっていたと主張していることから、個人事業所であった期間については厚生年金保険法第 9 条の規定により、請求者は、厚生年金保険の被保険者となることができない。

### 3 このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1900272号  
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2000060号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年10月2日から昭和49年7月15日まで  
昭和44年から平成19年まで、A事業所にて監査役として勤めてきました。その間、厚生年金保険料を支払ってきましたが、昭和45年10月2日から昭和49年7月15日までの期間が未加入扱いになっていました。この期間の厚生年金記録訂正をお願いします。

## 第3 判断の理由

請求者が仕事をしていたとするA事業所は、昭和41年6月1日から適用事業所となっており、閉鎖登記簿謄本によると、A事業所は昭和49年7月15日でB社として法人化されている。

また、請求者に係る住民票及び戸籍の附票により、請求者はA事業所の元事業主と住民票が同一であり、同一生計の妻と認められることから、使用者側と考えられる。

したがって、個人事業所であった期間については、厚生年金保険法第9条の規定により、請求者は、厚生年金保険の被保険者となることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。